

再審法改正に関する提言書

2026年5月13日

国民民主党

【提言の趣旨】

長年にわたり、日本の刑事司法における冤罪の象徴とされてきた袴田事件においては、再審開始決定から無罪確定までに58年もの歳月を要しました。この事実は、現行の再審制度が抱える深刻な構造的課題を浮き彫りにしています。

特に、再審開始決定に対する検察官の不服申立てや、再審請求手続における証拠開示の不十分さは、冤罪被害者の迅速な救済を妨げる大きな障壁となっています。再審制度は、「誤った裁判を是正し、無実の者を救済するための最後の制度的保障」であり、その運用には迅速性と公正性の両立が求められます。現在、政府においても、再審法改正に向けて修正を重ね、詰めの協議が行われていますが、我が党は、過去の冤罪事件の教訓を真摯に受け止め、二度と同様の悲劇を繰り返さないため、以下の再審法改正を提言します。

【提言事項】

① 検察官による再審開始決定に対する即時抗告の禁止

再審請求は、請求人と裁判所を中心として行われる手続であり、再審開始決定は、有罪・無罪を確定するものではなく、改めて審理を行う再審公判へ進むための判断です。

検察官には、再審公判において十分に有罪立証を行う機会が保障されています。そのため、検察官による即時抗告は禁止し、仮に例外を設ける場合であっても、その範囲は極めて限定的かつ厳格な要件に限定するとともに、それでもなお即時抗告を行う場合は、具体的な理由の開示、説明を速やかに行うべきです。

② 再審請求人への広範かつ包括的な証拠開示の実現

再審請求手続において、弁護人・請求人がどのような証拠が存在するかを知り得ない現状は、公正な審理を著しく阻害しています。

以下の点を踏まえ、当事者への直接的かつ広範な証拠開示を制度化すべきです。

- 提出先の明確化：証拠は裁判所だけでなく、弁護人・請求人に対しても直接開示されるべきです。
- 送致書類目録の開示義務化：検察官が警察から送致を受けた際に作成する「送致書類目録」は、どのような証拠が存在するかを知る上で不可欠であり、その開示を明文化すべきです。

③ スクリーニング規定の削除

再審請求について、「理由がないことが明らかである」として早期に請求を棄却できる、いわゆるスクリーニング規定の導入については、極めて慎重であるべきです。

再審請求においては、証拠へのアクセス自体が限定されている場合も多く、限られた情報のみを前提に請求を排除することは、冤罪被害者の救済機会を不当に狭めるおそれがあります。

④ 証拠の目的外使用禁止規定の見直し

開示された証拠について、支援者や報道機関等との共有を広く禁止し、罰則を設ける制度については、慎重な制度設計が必要です。

再審事件においては、市民的支援や社会的関心が、事件の検証や救済に重要な役割を果たしてきました。過度に厳格な目的外使用禁止規定は、適切な情報共有や支援活動を萎縮させるおそれがあります。

そのため、通常審を含め、証拠の目的外使用禁止規定の在り方については、将来的な見直しを検討すべきです。

【結論】

再審制度の見直しに向けた議論が進んだことは評価されるべきです。一方で、冤罪被害者の迅速な救済、証拠開示の実効性、請求人の防御権保障という観点からは、なお不十分な点が残されています。これらの提言は、冤罪被害者の迅速な救済を実現するとともに、司法に対する国民の信頼を回復するために不可欠な改革です。

我が党は、過去の冤罪事件の教訓を真摯に受け止め、二度と同様の悲劇を繰り返さない制度を構築するため、政府・与党に対し、本提言を踏まえた実効性ある再審法改正の早期実現に向け、真摯な協議と最大限の努力を行うよう強く要請します。